

平成25年5月17日

第2489号

毎週火・金曜日発行

## 秋田県公報



## 目 次

## 告 示

- 生活保護法による指定医療機関の事業の廃止（229・福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法による医療機関の指定（230・福祉政策課）…………… 1
- 生活保護法による指定医療機関の変更（231・福祉政策課）…………… 2
- 生活保護法による指定医療機関の事業の休止（232・福祉政策課）…………… 2
- 生活保護法による介護機関の指定（233・福祉政策課）…………… 2
- 生活保護法による指定介護機関の変更（234・福祉政策課）…………… 3
- 生活保護法による施術者の指定（235・福祉政策課）…………… 3
- 都市計画の案の作成に係る公聴会の開催（236・都市計画課）…………… 3
- 道路区域の変更（237・平鹿地域振興局建設部）…………… 4

## 公 告

- 特定調達契約に係る一般競争入札の実施（総務事務センター）2件…………… 4
- 土地改良区の定款変更の認可（北秋田地域振興局農林部）…………… 7
- 土地改良区の役員の退任及び就任の届出（山本地域振興局農林部）…………… 7
- 土地改良区の定款変更の認可（山本地域振興局農林部）…………… 8
- 土地改良区の土地改良事業計画の変更の認可申請を適当とする旨の決定（秋田地域振興局農林部）…………… 8

## 人事委員会規則

- 人事委員会規則11-0（管理職員等の範囲）の一部を改正する規則…………… 8

## 人事委員会公告

- 平成25年度秋田県職員採用試験公告 4件…………… 9
- 平成25年度警察官採用試験公告 2件…………… 15
- 平成25年度少年補導職員採用試験公告…………… 19

## 告 示

## 秋田県告示第229号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成25年5月17日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	所 在 地	廃止年月日
大曲みなみクリニック	大仙市大曲日の出町二丁目3番27号	平成25年3月31日
渡部医院	横手市十文字町佐賀会字下沖田17-2	平成25年4月4日

## 秋田県告示第230号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成25年5月17日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
みつばち調剤薬局	由利本荘市岩瀬下100番4	調剤薬局	平成25年4月1日
渡部医院	横手市十文字町佐賀会字下沖田17-2	整形外科、リウマチ科、リハビリテーション科、内科、皮膚科、外科	平成25年4月5日

## 秋田県告示第231号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成25年5月17日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	変 更 事 項		変更年月日
		変更前	変更後	
金子歯科クリニック	大仙市大曲丸子町7-31	金子歯科医院	金子歯科クリニック	平成25年3月15日

## 秋田県告示第232号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第50条の2の規定により、次のとおり指定医療機関から事業の休止の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成25年5月17日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	休止年月日
武田歯科医院	由利本荘市桶屋町24	平成25年4月1日

## 秋田県告示第233号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第1項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成25年5月17日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
指定短期入所生活介護ショートステイきずな	由利本荘市石脇字田尻野7番343	短期入所生活介護、介護予防短期入所生活介護	平成25年4月15日
デイサービスセンターサンピア	大館市岩瀬字上岩瀬塚の岱16番地	通所介護、介護予防通所介護	平成25年4月1日
クオール薬局湯沢西店	湯沢市沖鶴199-2	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平成25年4月1日
デイサービスセンターきゅあ	横手市大森町字菅生田245-68	通所介護、介護予防通所介護	平成25年4月1日

グループホームひらきの家	仙北郡美郷町境田字下八百刈262-1	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型通所介護	平成25年4月15日
クオール薬局根岸町店	横手市根岸町8-35	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平成25年4月11日
グループホーム観音堂	大館市字観音堂391	認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	平成25年4月1日
クオール薬局あさひが丘店	横手市赤坂字大沼下41-1	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平成25年4月17日
由利調剤薬局	由利本荘市川口字家後151-1	居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導	平成25年4月30日
木の香の郷	大館市豊町9番33号秋田測機ビル1F	認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護	平成25年4月1日
デイサービスセンターあつたかサロン	大館市字観音堂391	通所介護、介護予防通所介護	平成25年5月1日

## 秋田県告示第234号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、次のとおり指定介護機関から変更の届出があったので、同法第55条の2第2号の規定に基づき、告示する。

平成25年5月17日

秋田県知事 佐竹 敬久

名 称	所 在 地	変 更 事 項		サービスの種類	変更年月日
		変更前	変更後		
横手市社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所	横手市卸町5番10号	横手市社会福祉協議会東部指定訪問入浴介護事業所	横手市社会福祉協議会指定訪問入浴介護事業所	介護予防訪問入浴介護	平成25年4月1日

## 秋田県告示第235号

生活保護法（昭和25年法律第144号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第55条において準用する同法第49条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定したので、同法第55条の2第1号の規定に基づき、告示する。

平成25年5月17日

秋田県知事 佐竹 敬久

氏 名	住 所	施術所の名称	施術所の所在地	業務の種類	指定年月日
菊地 桂子	-	大仙地域総合支援協会	大仙市大曲大町4-4-11	あん摩マッサージ指圧	平成25年3月13日

## 秋田県告示第236号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、次のとおり公聴会を開催するので、秋田県都市計画公聴会規則（昭和45年秋田県規則第1号）第3条第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年5月17日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 公聴会の日時  
平成25年6月7日（金）午前11時
- 公聴会の場所  
南秋田郡八郎潟町字大道80番地 八郎潟町役場3階会議室
- 定めようとする都市計画の構想

八郎潟都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の決定素案

当該案件に係る関係書類は、建設部都市計画課及び八郎潟町建設課に備え置いて、平成25年5月17日(金)から同年6月7日(金)までの間、縦覧に供する。

#### 4 公述申出書の提出期限等

- (1) 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、日曜日及び土曜日を除き、平成25年5月24日(金)から同月31日(金)までの午前8時30分から午後5時までの間に、意見の要旨及びその理由並びに住所、氏名、年齢及び職業を記載した公述申出書を、5に掲げる場所に提出すること。
- (2) (1)において、同種の意見が多数ある場合は、公聴会において意見を述べることができる者(以下「公述人」という。)の数を制限することがある。
- (3) 公聴会の運営上必要がある場合は、あらかじめ公述時間を制限することがある。
- (4) 公述人の数を制限し、又は公述時間を制限した場合は、その旨を公述申出書を提出した者に通知する。
- (5) 公述人は、代理人により意見を陳述することができない。

#### 5 問合せ先

秋田市山王四丁目1番1号 建設部都市計画課 電話018-860-2442

### 秋田県告示第237号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

平成25年5月17日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

#### 1 道路の区域

道路の種類	旧新別	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (キロメートル)
県 道	旧	横手東由利線	横手市平鹿町上吉田字中山96番地先から清水町新田字新城下172番1地先まで	7.00～20.00	1.340
	新	横手東由利線	〃	12.40～29.40	1.340

#### 2 道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

- (1) 場所 平鹿地域振興局建設部用地課
- (2) 期間 平成25年5月17日から同月30日まで

## 公 告

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年5月17日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

#### 1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び数量  
電子スピン共鳴測定装置 一式
- (2) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。
- (3) 納入期限  
平成26年1月31日(金)
- (4) 納入場所  
秋田県産業技術センター

#### 2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格
  - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
  - イ 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
  - ウ 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
  - エ 秋田県物品等調達支払管理システム(電子情報処理組織(物品等の調達に関する事務を処理するためのもの)に

限る。)を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。以下「調達システム」という。)により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号)第4条第1項第1号に規定する電子証明書の発行を受けていること。

(2) (1)イの資格に係る申請

(1)イの資格のない者で調達システムにより入札に参加を希望するものは、秋田県電子業者登録システム(電子情報処理組織(競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。))を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。)により平成25年6月7日(金)までに申請すること。

3 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号  
秋田県出納局総務事務センター(電話018-860-2740)

(2) 調達システム(<http://www.itemsupply.pref.akita.lg.jp/eps/public/pubTop.do?methodName=initDisplay>)により契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる。

(3) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第29号)第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成25年5月17日(金)から同年6月25日(火)までの期間、(1)の場所において随時交付する。

(4) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法

平成25年5月17日(金)から同年6月25日(火)までの期間、調達システムにより利用することができる。

4 入札執行の日時及び場所

平成25年7月1日(月)午前10時  
秋田市山王四丁目1番1号 秋田県出納局総務事務センター

5 入札保証金

秋田県財務規則(昭和39年秋田県規則第4号)第160条から第163条までに規定するところによる。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の方法

落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記録された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載し、又は入札に係る電磁的記録に記録すること。

(3) 入札の無効

秋田県財務規則第166条に規定するところによる。

(4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより決定する。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記録された必要資料等を提出すること。

(7) その他

詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。

7 概要

Summary

(1) Nature and quantity of item to be purchased:

Electron Spin Resonance Measuring Instrument [1] unit

(2) Time-limit of tender: 10:00 A.M. 1 July, 2013

(3) Contact point for the notice : General Administration Center, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan TEL

018-860-2740

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定に基づき、公告する。

平成25年5月17日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

## 1 入札に付する事項

- (1) 購入物品の名称及び数量  
平坦度測定装置 一式
- (2) 購入物品の仕様等  
入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。
- (3) 納入期限  
平成25年10月31日（木）
- (4) 納入場所  
秋田県産業技術センター

## 2 入札に参加する者に必要な資格等

- (1) 入札に参加する者に必要な資格
  - ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
  - イ 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。
  - ウ 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
  - エ 秋田県物品等調達支払管理システム（電子情報処理組織（物品等の調達に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。以下「調達システム」という。）により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年総務省・法務省・経済産業省令第2号）第4条第1項第1号に規定する電子証明書の発行を受けていること。
- (2) (1)イの資格に係る申請  
(1)イの資格のない者で調達システムにより入札に参加を希望するものは、秋田県電子業者登録システム（電子情報処理組織（競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。）を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。）により平成25年6月7日（金）までに申請すること。

## 3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先  
郵便番号010-8570 秋田市山王四丁目1番1号  
秋田県出納局総務事務センター（電話018-860-2740）
- (2) 調達システム（<http://www.itemsupply.pref.akita.lg.jp/eps/public/pubTop.do?methodName=initDisplay>）により契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる。
- (3) 入札説明書及び仕様書の交付方法  
秋田県の休日进行定める条例（平成元年秋田県条例第29号）第1条第1項に規定する県の休日を除き、平成25年5月17日（金）から同年6月25日（火）までの期間、(1)の場所において随時交付する。
- (4) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法  
平成25年5月17日（金）から同年6月25日（火）までの期間、調達システムにより利用することができる。

## 4 入札執行の日時及び場所

平成25年7月1日（月）午前10時  
秋田市山王四丁目1番1号 秋田県出納局総務事務センター

## 5 入札保証金

秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号）第160条から第163条までに規定するところによる。

## 6 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記録された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問

わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載し、又は入札に係る電磁的記録に記録すること。

## (3) 入札の無効

秋田県財務規則第166条に規定するところによる。

## (4) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより決定する。

## (5) 契約書作成の要否

要

## (6) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記録された必要資料等を提出すること。

## (7) その他

詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。

## 7 概要

## Summary

(1) Nature and quantity of item to be purchased: Flatness tester [1] unit

(2) Time-limit of tender: 10:00 A.M. 1 July, 2013

(3) Contact point for the notice : General Administration Center, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 4-1-1 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-8570, Japan TEL 018-860-2740

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、合川町土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年5月10日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年5月17日

秋田県知事 佐竹敬久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、琴丘土地改良区から次のとおり役員の退任及び就任の届出があったので、同条第17項の規定に基づき、公告する。

平成25年5月17日

秋田県知事 佐竹敬久

## 1 退任理事の住所及び氏名

山本郡三種町鹿渡字石田160番地	児玉校也
〃 〃 〃 字赤坂往還道下69番地5	伊藤重好
〃 〃 〃 字牡丹74番地1	北嶋力廣
〃 〃 〃 字泉沢家の前77番地	神田一博
〃 〃 〃 字浜村下28番地	齊藤肇
〃 〃 〃 字高屋敷64番地1	田中長
〃 〃 〃 字中沢新田60番地1	近藤正幸
〃 〃 〃 字勢奈尻106番地3	近藤清
〃 〃 天瀬川字市野十八坂10番地	板垣勝蔵
〃 〃 鯉川字上谷地5番地	田中常雄
〃 〃 天瀬川字水ノ目8番地	小玉廣司
〃 〃 鹿渡字石田138番地1	兒玉敏和

## 2 就任理事の住所及び氏名

山本郡三種町鹿渡字石田160番地	児玉校也
〃 〃 〃 字赤坂往還道下69番地5	伊藤重好
〃 〃 〃 字牡丹74番地1	北嶋力廣
〃 〃 〃 字泉沢家の前77番地	神田一博
〃 〃 〃 字浜村下24番地	川田耕司
〃 〃 〃 字高屋敷64番地1	田中長
〃 〃 〃 字中沢新田60番地1	近藤正幸
〃 〃 〃 字小瀬川家ノ上123番地1	柴田芳和

山本郡三種町天瀬川字市野十八坂10番地  
 〃 〃 鯉川字上谷地5番地  
 〃 〃 天瀬川字水ノ目8番地  
 〃 〃 鹿渡字石田44番地3

板 垣 勝 蔵  
 田 中 常 雄  
 小 玉 廣 司  
 鎌 田 久 男

3 退任監事の住所及び氏名

山本郡三種町鹿渡字浜村下24番地  
 〃 〃 〃 字猿田ヒケノ沢51番地  
 〃 〃 鯉川字鯉川17番地

川 田 耕 司  
 工 藤 銈 悦  
 藤 原 勲

4 就任監事の住所及び氏名

山本郡三種町鹿渡字寺後36番地  
 〃 〃 〃 字猿田ヒケノ沢51番地  
 〃 〃 鯉川字鯉川11番地

木 村 光 一  
 工 藤 銈 悦  
 田 中 斉

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、能代北部土地改良区から申請があった定款変更について、平成25年5月8日認可したので、同条第3項の規定に基づき、公告する。

平成25年5月17日

秋田県知事 佐竹敬久

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、男鹿市払戸土地改良区からなされた土地改良事業（維持管理）計画の変更に係る申請を適当と決定したので、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定に基づき、公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成25年5月17日

秋田県知事 佐竹敬久

- 1 縦覧に供すべき書類の名称 土地改良事業（維持管理）計画書及び定款の写し
- 2 縦覧期間 平成25年5月17日から同年6月13日まで
- 3 縦覧場所 男鹿市産業建設部農林水産課

人事委員会規則

人事委員会規則一一〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年五月十七日

秋田県人事委員会委員長 柴田一宏

人事委員会規則一一〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する規則

規則一一〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局（本庁）の項中「危機管理監」を「危機管理監 健康医療技監」に改め、「技術統括監」を削り、「参事」を「参事 広報監」に改め、「戦略統括監」を削り、「室長」を「室長 副局長」に改める。

別表第二知事の事務部局（地方機関）地域振興局の項中「部長」を「部長 地域防災監」に、「総務班」を「総務経理班」に改め、同表知事の事務部局（地方機関）総合県税事務所の項中「上席主幹 課長」を「収納管理課長」に改め、同表知事の事務部局（地方機関）消防学校の項中「校長」を「校長 副校長 総務班の班長」に改め、同表知事の事務部局（地方機関）名古屋事務所の項中「班長」を「物産・観光班の班長」に改め、同表知事の事務部局（地方機関）総合食品研究センターの項中「企画管理室長」を「室長」に改め、同表知事の事務部局（地方機関）スポーツ科学センターの項中「所長」を「所長 総務班の班長」に改め、同表知事の事務部局（地方機関）福祉事務所の項中「所長」を「所長 企画福祉課長」に改め、同表知事の事務部局（地方機関）保健所の項中「次長」を「次長 企画福祉課長」に改め、同表知事の事務部局（地方機関）福祉相談センターの項中「所長」を「所長 相談第一班の班長」に改め、同表知事の事務部局（地方機関）精神保健福祉センターの項中「所長」を「所長 班長」に改め、同表知事の事務部局（地方機関）女性相談所の項中「総務・相談班の班長」を「班長」に改め、同表知事の事務部局（地方機関）健康環境センターの項中「企画管理室長 総務・企画班」を「室長 総務管理班」に改め、同表知事の事務部局（地方機関）農業試験場の項中「主席研究員 総務管理室長」を「室長」に改め、同表知事の事務部局（地方機関）果樹試験場の項中「総務企画室長」を「室長」に改め、同表知事の事務部局（地方機関）畜産試験場の項中「総務企画室長」を「室長 主席研究員」に改め、同表知事の事務部局（地方機関）水産振興センターの項及び知事の事務部局（地方機関）森林技術センターの項中「総務企画室長」を「室長」に改める。

別表第三教育庁の地方機関等高等学校の項中「校長」を「校長 副校長」に改め、「船川丸船長」を削り、同表教育庁の地方機関等特別支援学校の項中「校長」を「校長 副校長」に改める。



## 啓 事

町の職員の採用に際しては、

## 人 事 委 員 会 公 告

人事委員会規則4-5（職員の任用）第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。

平成25年5月17日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

- 1 試験の種類及び程度  
大学卒業程度試験
- 2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定 人員(人)	職 務 内 容
行政A	28	知事部局の課若しくはその地方機関等又は教育庁の課若しくはその地方機関等に勤務して行政事務又は学校事務に従事する。
行政B	4	
行政C（職務経験者）	2	
化学	2	知事部局の課又はその地方機関等に勤務して専門的技術業務に従事する。
農学（一般）	7	
農業農村工学	5	
畜産	2	
水産	1	
林学	3	
電気	1	
土木	6	
建築	2	
機械	1	
警察事務	3	警察本部の課又は警察署等に勤務して警察事務に従事する。
電気（警察）	2	警察本部の課等に勤務して専門的技術業務に従事する。

## 3 給与

初任給は、平成25年4月1日現在、原則として行政職給料表1級25号給（月額172,200円）が支給される。また、職務経験等のある者については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年秋田県条例第22号）等により、修学年数、経歴その他の事項を勘案の上決定される。なお、採用日から平成26年10月31日までの間、給料月額はその1.5%を減額して支給される。

このほか扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

## 4 受験資格

次のとおりとする。ただし、日本国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験できない。

- (1) 行政A、行政B、化学、農学（一般）、農業農村工学、畜産、水産、林学、電気、土木、建築、機械、警察事務、電気（警察）

次のア、イのいずれかの要件を満たす者が受験できる。

ア 昭和54年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者

イ 平成4年4月2日以降に生まれた者であって、学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業したもの若しくは平成26年3月31日までに卒業する見込みのもの又は秋田県人事委員会が同等の資格があると認めるもの

- (2) 行政C（職務経験者）

次のア、イの両方の要件を満たす者が受験できる。

ア 昭和29年4月2日以降に生まれた者

イ 民間企業等における職務経験年数（公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）及び地方公務員法に規定するすべての公務員をいう。）としての職務経験年数を除く。）が5年以上ある者（受験申込期日までに5年に達する者を含む。）

## 5 試験の実施日、場所、方法等

- (1) 第1次試験

## ア 実施日、場所

実施日	場 所
平成25年6月30日(日)	ノースアジア大学 秋田市下北手桜字守沢46番地の1
	都道府県会館 東京都千代田区平河町二丁目6番3号

## イ 方法

大学卒業程度の学力を問う教養試験、専門試験及び論文試験Ⅰを行う。ただし、「行政B」及び「行政C（職務経験者）」は専門試験に代えて論文試験Ⅱを行う。

なお、論文試験Ⅰの評価は第2次試験で行う。

## ウ 合格者の発表

平成25年7月上旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

## (2) 第2次試験

## ア 実施日(予定)

平成25年7月23日(火)又は同月24日(水)及び同年8月上旬

## イ 場所 秋田市

## ウ 方法

第1次試験の合格者に対して、口述試験及び適性検査等を行う。また、行政B及び行政Cを除く試験区分において、ある一定レベル以上の外国語資格(英語、韓国語、中国語、ロシア語)を有する受験者に対し加点を行う。

## (3) 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

## (4) 最終合格者の発表

平成25年8月下旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

## 6 採用の方法及び予定時期

## (1) 採用の方法

最終合格者は、試験区分ごとの採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じて人事委員会が成績順に提示する。各任命権者は、提示された者のうちから採用者を決定する。

## (2) 採用予定時期

平成26年4月1日

## 7 受験手続

## (1) 受験申込書の交付

秋田県人事委員会事務局、県庁1階総合案内窓口、各地域振興局総務企画部、東京事務所、大阪事務所、名古屋事務所及び福岡事務所において交付する。なお、秋田県総合生活文化会館(アトリオン)にも備え置く。

## (2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県人事委員会事務局に持参、郵送又は電子申請・届出サービスにより提出すること。

## (3) 申込受付期間

日曜日及び土曜日を除き、平成25年5月17日(金)から同年6月3日(月)までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。ただし、電子申請・届出サービスによる申込みの受付は、平成25年5月17日(金)の午前8時30分から同月27日(月)の午後5時までに限り受け付ける。

なお、郵送による申込みは、平成25年6月3日(月)までの消印のあるものに限り受け付ける。

## 8 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、秋田県人事委員会事務局(秋田市山王四丁目1番2号 電話018-860-3253)に行うこと。

(2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

人事委員会規則4-5(職員の任用)第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。

平成25年5月17日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

## 1 試験の種類及び程度

短大卒業程度試験

高校卒業程度試験

## 2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分		採用予定 人員(人)	職 務 内 容
短大 卒業 程度	保 健 師	4	知事部局の課又はその地方機関等に勤務して専門的技術業務に従事する。
	土 木	2	
	学 校 栄 養 士	2	小学校、中学校又は県立学校に勤務して専門的技術業務に従事する。
高校 卒業 程度	一 般 事 務	16	知事部局の課若しくはその地方機関等又は教育庁の課若しくはその地方機関等に勤務して一般事務又は学校事務に従事する。
	農 業 農 村 工 学	2	知事部局の課又はその地方機関等に勤務して専門的技術業務に従事する。
	林 学	1	
	電 気	2	
	土 木	2	警察本部の課又は警察署等に勤務して警察事務に従事する。
警 察 事 務	2		

## 3 給与

初任給は、平成25年4月1日現在、原則として次のとおり支給される。

試験区分		給料表の種類	職務の級及び号給	給料月額
短大卒業程度	保 健 師	医療職給料表(三)	2級5号給	188,900円
	土 木	行政職給料表	1級15号給	152,800円
	学 校 栄 養 士	医療職給料表(二)	1級11号給	156,000円
高校卒業程度	全 職 種	行政職給料表	1級5号給	140,100円

また、職務経験等のある者については、一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年秋田県条例第22号)等により、修学年数、経歴その他の事項を勘案の上決定される。なお、採用日から平成26年10月31日までの間、給料月額はその1.5%を減額して支給される。

このほか扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

## 4 受験資格

次のとおりとする。ただし、日本の国籍を有しない者(短大卒業程度試験のうち、「保健師」及び「学校栄養士」を除く。この場合、外国籍の者で就職が制限される在留資格のものは受験できない。)及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験できない。

## (1) 短大卒業程度試験

## ア 保健師

昭和61年4月2日以降に生まれた者であって、保健師の免許を有するもの又は平成25年度中に実施する国家試験で同免許を取得する見込みのものが受験できる。

## イ 土木

昭和61年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者が受験できる。ただし、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した者又は平成26年3月31日までに卒業する見込みの者又はこれらに相当する学歴を有すると秋田県人事委員会が認める者は受験できない。

## ウ 学校栄養士

昭和61年4月2日以降に生まれた者であって、栄養士の免許を有するもの又は平成26年3月31日までに同免許を取得する見込みのものが受験できる。

## (2) 高校卒業程度試験

昭和63年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者が受験できる。ただし、学校教育法による大学(短期大学を含む。)若しくは高等専門学校を卒業した者若しくは平成26年3月31日までに卒業する見込みの者又はこれらに相当する学歴を有すると秋田県人事委員会が認める者は受験できない。

## 5 試験の実施日、場所、方法等

## (1) 第1次試験

## ア 実施日

平成25年9月29日(日)

## イ 場所

ノースアジア大学 秋田市下北手桜字守沢46番地の1

## ウ 方法

短大卒業程度試験については、短期大学卒業程度の学力を問う教養試験、専門試験及び作文試験を行う。ただ

し、「保健師」は専門試験を行わない。

高校卒業程度試験については、高等学校卒業程度の学力を問う教養試験、専門試験及び作文試験を行う。ただし、「一般事務」及び「警察事務」は専門試験を行わない。

なお、短大卒業程度試験、高校卒業程度試験ともに作文試験の評価は第2次試験で行う。

エ 合格者の発表

平成25年10月上旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

(2) 第2次試験

ア 実施日(予定)

平成25年10月21日(月)及び同月下旬

イ 場所 秋田市

ウ 方法

第1次試験の合格者に対して、口述試験及び適性検査等を行う。

(3) 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

(4) 最終合格者の発表

平成25年11月上旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

6 採用の方法及び予定時期

(1) 採用の方法

最終合格者は、試験区分ごとの採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じて人事委員会が成績順に提示する。各任命権者は提示された者のうちから採用者を決定する。ただし、短大卒業程度試験の最終合格者で各試験区分ごとの受験資格に定める免許、資格を取得する見込みのものが、「保健師」については平成25年度中に実施する国家試験で当該免許を取得できなかった場合及び「学校栄養士」で栄養士の免許を平成26年3月31日までに取得できなかった場合は、それらの者は採用候補者名簿から削除される。

(2) 採用予定時期

平成26年4月以降

7 受験手続

(1) 受験申込書の交付

平成25年7月26日(金)以降、秋田県人事委員会事務局、県庁1階総合案内窓口、各地域振興局総務企画部、東京事務所、大阪事務所、名古屋事務所及び福岡事務所において交付する。なお、秋田県総合生活文化会館(アトリオン)にも備え置く。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県人事委員会事務局に持参、郵送又は電子申請・届出サービスにより提出すること。

(3) 申込受付期間

日曜日及び土曜日を除き、平成25年7月26日(金)から同年8月23日(金)までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。ただし、電子申請・届出サービスによる申込みの受付は、平成25年7月26日(金)の午前8時30分から同年8月16日(金)の午後5時までに限り受け付ける。

なお、郵送による申込みは、平成25年8月23日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

8 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、秋田県人事委員会事務局(秋田市山王四丁目1番2号 電話018-860-3253)に行うこと。

(2) 試験の詳細については、受験案内を参照すること。

人事委員会規則4-5(職員の任用)第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。

平成25年5月17日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一 宏

1 試験の種類及び程度

高校卒業程度試験(身体障害者採用)

2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員(人)	職務内容
一般事務	7	知事部局の課若しくはその地方機関等又は教育庁の課若しくはその地方機関等に勤務して一般事務又は学校事務に従事する。

## 3 給与

初任給は、平成25年4月1日現在、原則として行政職給料表1級5号給(月額140,100円)が支給される。また、職務経験等のある者については、一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年秋田県条例第22号)等により、修学年数、経歴その他の事項を勘案の上決定される。なお、採用日から平成26年10月31日までの間、給料月額はその1.5%を減額して支給される。

このほか扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

## 4 受験資格

次のすべての要件を満たす者が受験できる。

- (1) 昭和54年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた者(学歴は問わない。)
- (2) 身体障害者手帳の交付を受け、その障害の程度が1級から6級の者
- (3) 自力により通勤ができ、かつ介護者なしに職務の遂行が可能な者。ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験できない。

## 5 試験の実施日、場所、方法等

## (1) 第1次試験

## ア 実施日

平成25年9月22日(日)

## イ 場所

ふきみ会館 秋田市山王五丁目9番6号

## ウ 方法

高等学校卒業程度の学力を問う教養試験及び作文試験を行う。なお、作文試験の評価は第2次試験で行う。

## エ 合格者の発表

平成25年10月上旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、受験者に書面で通知する。

## (2) 第2次試験

## ア 実施日(予定)

平成25年10月23日(水)

## イ 場所 秋田市

## ウ 方法

第1次試験の合格者に対して、口述試験及び適性検査を行う。

## (3) 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

## (4) 最終合格者の発表

平成25年11月上旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、受験者に書面で通知する。

## 6 採用の方法及び予定時期

## (1) 採用の方法

最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求に応じて人事委員会が成績順に提示する。任命権者は提示された者のうちから採用者を決定する。

## (2) 採用予定時期

平成26年4月1日

## 7 受験手続

## (1) 受験申込書の交付

平成25年7月26日(金)以降、秋田県人事委員会事務局、県庁1階総合案内窓口、各地域振興局総務企画部、東京事務所、大阪事務所、名古屋事務所及び福岡事務所において交付する。なお、秋田県総合生活文化会館(アトリオン)にも備え置く。

## (2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県人事委員会事務局に持参、郵送又は電子申請・届出サービスにより提出すること。

## (3) 申込受付期間

日曜日及び土曜日を除き、平成25年7月26日(金)から同年8月23日(金)までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。ただし、電子申請・届出サービスによる申込みの受付は、平成25年7月26日(金)の午前8時30分から同年8月16日(金)の午後5時までに限り受け付ける。

なお、郵送による申込みは、平成25年8月23日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

## 8 その他

- (1) 受験手続その他受験に関する問合せは、秋田県人事委員会事務局（秋田市山王四丁目1番2号 電話018-860-3253）に行うこと。
- (2) 試験の詳細については、受験案内を参照すること。

人事委員会規則4-5（職員の任用）第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。  
平成25年5月17日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

- 1 試験の種類及び程度  
短大卒業程度試験
- 2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員(人)	職 務 内 容
保 健 師 ( 警 察 )	1	警察本部の課に勤務して、専門的技術業務に従事する。

3 給与

初任給は、平成25年4月1日現在、原則として医療職給料表（三）2級5号給（月額188,900円）が支給される。また、職務経験等のある者については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年秋田県条例第22号）等により、修学年数、経歴その他の事項を勘案の上決定される。なお、採用日から平成26年10月31日までの間、給料月額はその1.5%を減額して支給される。

このほか扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

4 受験資格

昭和54年4月2日以降に生まれた者であって、保健師の免許を有するものが受験できる。ただし、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者及び外国籍の者のうち就職が制限される在留資格のもの（採用予定日までに就職可能な在留資格に変更できる者は除く。）は受験できない。

5 試験の実施日、場所、方法等

- (1) 第1次試験  
ア 実施日、場所

実施日	場 所
平成25年6月30日（日）	ノースアジア大学 秋田市下北手桜字守沢46番地の1
	都道府県会館 東京都千代田区平河町二丁目6番3号

イ 方法

短大卒業程度の学力を問う教養試験及び作文試験を行う。なお、作文試験の評価は第2次試験で行う。

ウ 合格者の発表

平成25年7月上旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

(2) 第2次試験

ア 実施日（予定）

平成25年7月23日（火）又は同月24日（水）及び同年8月上旬

イ 場所 秋田市

ウ 方法

第1次試験の合格者に対して、口述試験及び適性検査等を行う。

(3) 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

(4) 最終合格者の発表

平成25年8月下旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

6 採用の方法及び予定時期

(1) 採用の方法

最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、秋田県警察本部長からの請求に応じて人事委員会が成績順に提示する。秋田県警察本部長は、提示された者のうちから採用者を決定する。

(2) 採用予定時期

平成25年10月1日

## 7 受験手続

## (1) 受験申込書の交付

秋田県人事委員会事務局、県庁1階総合案内窓口、各地域振興局総務企画部、東京事務所、大阪事務所、名古屋事務所及び福岡事務所において交付する。なお、秋田県総合生活文化会館（アトリオン）にも備え置く。

## (2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県人事委員会事務局に持参、郵送又は電子申請・届出サービスにより提出すること。

## (3) 申込受付期間

日曜日及び土曜日を除き、平成25年5月17日（金）から同年6月3日（月）までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。ただし、電子申請・届出サービスによる申込みの受付は、平成25年5月17日（金）の午前8時30分から同月27日（月）の午後5時までに限り受け付ける。

なお、郵送による申込みは、平成25年6月3日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。

## 8 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、秋田県人事委員会事務局（秋田市山王四丁目1番2号 電話018-860-3253）に行うこと。

(2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

人事委員会規則4-5（職員の任用）第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。

平成25年5月17日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

## 1 試験の種類、区分及び実施機関

## (1) 種類

警察官採用試験

## (2) 区分及び実施機関

試験区分	実施機関
警察官 A I 女性警察官 A	秋田県人事委員会
警察官 A II	秋田県、千葉県及び神奈川県各人事委員会並びに警視庁

## 2 試験の程度及び採用予定人員

試験区分	程度	採用予定人員（人）			
		秋田県	千葉県	神奈川県	警視庁
警察官 A I	大学卒業程度	20			
警察官 A II		40	3	3	3
女性警察官 A		10			

※ 警察官 A II の受験者は、第2志望まで選択できる。ただし、秋田県以外を第1志望とした場合、秋田県を第2志望とすることはできない。

## 3 職務内容及び給与

## (1) 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全及び秩序の維持の任務に従事する。

## (2) 給与（秋田県の例）

初任給は、平成25年4月1日現在、原則として公安職給料表1級21号給（月額197,200円）が支給される。また、職務経験等のある者については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年秋田県条例第22号）等により、修学年数、経歴その他の事項を勘案の上決定される。なお、採用日から平成26年10月31日までの間、給料月額はその1.5%を減額して支給される。

このほか扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

## 4 受験資格

試験区分	実施機関	年齢・性別	学歴
			ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）を

警察官 A I	秋田県	昭和55年4月2日以降に生まれた男性	卒業した者又は平成25年9月30日までに卒業する見込みの者 イ 人事委員会がアに該当する者と同等の学歴を有すると認める者
警察官 A II	秋田県	昭和55年4月2日以降に生まれた男性	ウ 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は平成26年3月31日までに卒業する見込みの者 エ 志望する各都県の人事委員会がウに該当する者と同等の学歴を有すると認める者（詳細は各都県に問い合わせること。）
	千葉県	昭和55年4月2日以降に生まれた男性	
	神奈川県	昭和58年4月2日以降に生まれた男性	
	警視庁	昭和58年7月15日から平成4年4月1日までに生まれた男性	
女性警察官 A	秋田県	昭和55年4月2日以降に生まれた女性	

ただし、日本の国籍を有しない者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験できない。

## 5 試験の実施日、場所、方法等

### (1) 第1次試験

#### ア 実施日、場所、方法

実施日	場 所	試験の方法
平成25年7月13日（土）	秋田県警察学校 秋田市新屋勝平台9番2号	体力検査及び身体検査
平成25年7月14日（日）	ノースアジア大学 秋田市下北手桜字守沢46番地の1	大学卒業程度の学力を問う教養試験及び論文試験

#### イ 合格者の発表

##### (ア) 警察官 A I、女性警察官 A 及び警察官 A II で志望が秋田県の場合

平成25年7月下旬に、県庁正面公告板、警察本部及び県内各警察署掲示板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

##### (イ) 警察官 A II で志望が秋田県以外の場合

平成25年8月下旬から同年9月上旬に、志望先の都県から合格者に対して書面で通知する。

### (2) 第2次試験

#### ア 実施日（予定）

##### (ア) 警察官 A I、女性警察官 A 及び警察官 A II で志望が秋田県の場合

平成25年8月9日（金）及び同月中旬

##### (イ) 警察官 A II で志望が秋田県以外の場合

平成25年10月4日（金）

#### イ 場所 秋田市

#### ウ 方法

##### (ア) 警察官 A I、女性警察官 A 及び警察官 A II で志望が秋田県の場合

第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査及び身体精密検査を行う。

##### (イ) 警察官 A II で志望が秋田県以外の場合

第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査、体力検査及び身体検査等を行う。

### (3) 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

### (4) 最終合格者の発表

##### (ア) 警察官 A I、女性警察官 A 及び警察官 A II で志望が秋田県の場合

平成25年8月下旬に、県庁正面公告板、警察本部及び県内各警察署掲示板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

##### (イ) 警察官 A II で志望が秋田県以外の場合

平成25年11月中旬から同年12月上旬に、志望先の都県から合格者に対して書面で通知する。

## 6 採用の方法及び予定時期

### (1) 採用の方法

最終合格者は、秋田県警察官 A I、警察官 A II 及び女性警察官 A 採用候補者名簿又は合格を決定した都県の警察官 A 採用候補者名簿に登載され、当該都県の警視総監又は警察本部長からの請求に応じて成績順に提示される。当該警視総監又は警察本部長は、提示された者のうちから採用者を決定する。ただし、警察官 A I で平成25年9月30



日までに大学等を卒業できなかった場合並びに警察官AⅡ及び女性警察官Aで平成26年3月31日までに大学等を卒業できなかった場合にはその者は採用候補者名簿から削除される。

## (2) 採用予定時期

警察官AⅠ

平成25年10月1日

警察官AⅡ及び女性警察官A

平成26年4月1日

## 7 受験手続

## (1) 受験申込書の交付

秋田県人事委員会事務局、秋田県警察本部警務課、県内の各警察署、県庁1階総合案内窓口、各地域振興局総務企画部、東京事務所、大阪事務所、名古屋事務所及び福岡事務所において交付する。なお、秋田県総合生活文化会館（アトリオン）にも備え置く。

## (2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県警察本部警務課又は県内の各警察署に持参すること。なお、郵送若しくは電子申請・届出サービスにより提出する場合は、警察本部警務課に提出すること。

## (3) 申込受付期間

日曜日及び土曜日を除き、平成25年5月17日（金）から同年6月10日（月）までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。ただし、電子申請・届出サービスによる申込みの受付は、平成25年5月17日（金）の午前8時30分から同年6月3日（月）の午後5時までに限り受け付ける。

なお、郵送による申込みは、平成25年6月10日（月）までの消印のあるものに限り受け付ける。

## 8 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、秋田県人事委員会事務局（秋田市山王四丁目1番2号 電話018-860-3253）、秋田県警察本部警務課（秋田市山王四丁目1番5号 電話018-863-1111 内線2623・2624）又は県内の各警察署に行くこと。

(2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。

人事委員会規則4-5（職員の任用）第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。

平成25年5月17日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

## 1 試験の種類、区分及び実施機関

## (1) 種類

警察官採用試験

## (2) 区分及び実施機関

試験区分	実施機関
警察官B	秋田県、千葉県及び神奈川県各人事委員会並びに警視庁
女性警察官B	秋田県人事委員会

## 2 試験の程度及び採用予定人員

試験区分	程度	採用予定人員（人）			
		秋田県	千葉県	神奈川県	警視庁
警察官B	高校卒業程度	29	2	2	2
女性警察官B		5			

※ 警察官Bの受験者は、第2志望まで選択できる。ただし、秋田県以外を第1志望とした場合、秋田県を第2志望とすることはできない。

## 3 職務内容及び給与

## (1) 職務内容

個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全及び秩序の維持の任務に従事する。

## (2) 給与（秋田県の例）

初任給は、平成25年4月1日現在、原則として公安職給料表1級1号給（月額158,100円）が支給される。また、職務経験等のある者については、一般職の職員の給与に関する条例（昭和28年秋田県条例第22号）等により、修学年数、経歴その他の事項を勘案の上決定される。なお、採用日から平成26年10月31日までの間、給料月額はその

の1.5%を減額して支給される。

このほか扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

#### 4 受験資格

試験区分	実施機関	年齢・性別
警 察 官 B	秋田県	昭和58年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた男性
	千葉県 神奈川県	昭和58年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた男性
	警視庁	昭和58年9月23日から平成8年4月1日までに生まれた男性
女性警察官B	秋田県	昭和58年4月2日から平成8年4月1日までに生まれた女性

ただし、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の規定により地方公務員となることができない者
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による大学（短期大学を除く。）を卒業した者若しくは平成26年3月31日までに卒業する見込みの者又はこれらに相当する学歴を有すると人事委員会が認める者

#### 5 試験の実施日、場所、方法等

##### (1) 第1次試験

##### ア 実施日、場所、方法

実施日	場 所	試験の方法
平成25年9月21日（土）	秋田県警察学校 秋田市新屋勝平台9番2号	体力検査及び身体検査
平成25年9月22日（日）	ノースアジア大学 秋田市下北手桜字守沢46番地の1	高校卒業程度の学力を問う教養試験及び作文試験

##### イ 合格者の発表

##### (ア) 警察官Bで志望が秋田県の場合及び女性警察官B

平成25年10月上旬に、県庁正面公告板、警察本部及び県内各警察署掲示板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

##### (イ) 警察官Bで志望が秋田県以外の場合

平成25年10月下旬から同年11月上旬に、志望先の都県から合格者に対して書面で通知する。

##### (2) 第2次試験

##### ア 実施日（予定）

##### (ア) 警察官Bで志望が秋田県の場合及び女性警察官B

平成25年10月22日（火）及び同年11月中旬

##### (イ) 警察官Bで志望が秋田県以外の場合

平成25年11月26日（火）

##### イ 場所 秋田市

##### ウ 方法

##### (ア) 警察官Bで志望が秋田県の場合及び女性警察官B

第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査、身体精密検査を行う。

##### (イ) 警察官Bで志望が秋田県以外の場合

第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査、体力検査及び身体検査等を行う。

##### (3) 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

##### (4) 最終合格者の発表

##### (ア) 警察官Bで志望が秋田県の場合及び女性警察官B

平成25年11月下旬に、県庁正面公告板、警察本部及び県内各警察署掲示板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

##### (イ) 警察官Bで志望が秋田県以外の場合

平成26年1月下旬から同年2月上旬に、志望先の都県から受験者に対して書面で通知する。

#### 6 採用の方法及び予定時期

##### (1) 採用の方法

最終合格者は、秋田県警察官B及び秋田県女性警察官B採用候補者名簿又は合格を決定した都県の警察官B採用

候補者名簿に登載され、当該都県の警視総監又は警察本部長からの請求に応じて成績順に提示される。当該警視総監又は警察本部長は、提示された者のうちから採用者を決定する。

## (2) 採用予定時期

平成26年4月1日

## 7 受験手続

## (1) 受験申込書の交付

平成25年7月26日(金)以降、秋田県人事委員会事務局、秋田県警察本部警務課、県内の各警察署、県庁1階総合案内窓口、各地域振興局総務企画部、東京事務所、大阪事務所、名古屋事務所及び福岡事務所において交付する。なお、秋田県総合生活文化会館(アトリオン)にも備え置く。

## (2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県警察本部警務課又は県内の各警察署に持参すること。なお、郵送若しくは電子申請・届出サービスにより提出する場合は、警察本部警務課に提出すること。

## (3) 申込受付期間

日曜日及び土曜日を除き、平成25年7月26日(金)から同年8月23日(金)までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。ただし、電子申請・届出サービスによる申込みの受付は、平成25年7月26日(金)の午前8時30分から同年8月16日(金)の午後5時までに限り受け付ける。

なお、郵送による申込みは、平成25年8月23日(金)までの消印のあるものに限り受け付ける。

## 8 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、秋田県人事委員会事務局(秋田市山王四丁目1番2号 電話018-860-3253)、秋田県警察本部警務課(秋田市山王四丁目1番5号 電話018-863-1111 内線2623、2624)又は県内の各警察署に行くこと。

(2) 試験の詳細については、受験案内を参照すること。

人事委員会規則4-5(職員の任用)第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。

平成25年5月17日

秋田県人事委員会委員長 柴 田 一 宏

## 1 試験の種類

少年補導職員採用試験

## 2 試験の程度、試験区分、採用予定人員及び職務内容

## (1) 試験の程度

大学卒業程度

## (2) 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定 人員(人)	職 務 内 容
少年補導 職 員	1	警察本部の課又は県内の各警察署に勤務して少年の非行事実とその原因調査、街頭補導、少年相談(家庭の状況、友人関係等の調査)、行方不明者の取扱い及び少年の補導に関する学校・家庭・職場・関係機関・ボランティアとの連携等の業務に従事する。

## 3 給与

初任給は、平成25年4月1日現在、原則として行政職給料表1級25号給(月額172,200円)が支給される。また、職務経験等のある者については、一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年秋田県条例第22号)等により、修学年数、経歴その他の事項を勘案の上決定される。なお、採用日から平成26年10月31日までの間、給料月額はその1.5%を減額して支給される。

このほか扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

## 4 受験資格

次のア、イのいずれかの要件を満たす者が受験できる。ただし、日本国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験できない。

ア 昭和54年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた者

イ 平成4年4月2日以降に生まれた者であって、大学(短期大学を除く。)を卒業したもの若しくは平成26年3月31日までに卒業する見込みのもの又は秋田県人事委員会が同等の資格があると認めるもの

## 5 試験の実施日、場所、方法等

## (1) 第1次試験

## ア 実施日

平成25年6月30日(日)

## イ 場所

ノースアジア大学 秋田市下北手桜字守沢46番地の1

## ウ 方法

大学卒業程度の学力を問う教養試験、専門試験及び論文試験を行う。なお、論文試験の評価は第2次試験で行う。

## エ 合格者の発表

平成25年7月上旬に、県庁正面公告板、警察本部及び県内各警察署掲示板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

## (2) 第2次試験

## ア 実施日(予定)

平成25年8月9日(金)及び同月中旬

## イ 場所

秋田市

## ウ 方法

第1次試験の合格者に対して、口述試験、適性検査及び身体検査を行う。

## (3) 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

## (4) 最終合格者の発表

平成25年8月下旬に、県庁正面公告板、警察本部及び県内各警察署掲示板に受験番号を掲示するほか、合格者には書面で通知する。

## 6 採用の方法及び予定時期

## (1) 採用の方法

最終合格者は、採用候補者名簿に登載され、警察本部長からの請求に応じて人事委員会が成績順に提示する。警察本部長は、提示された者のうちから採用者を決定する。

## (2) 採用予定時期

平成26年4月1日

## 7 受験手続

## (1) 受験申込書の交付

秋田県人事委員会事務局、秋田県警察本部警務課、県内の各警察署、県庁1階総合案内窓口、各地域振興局総務企画部、東京事務所、大阪事務所、名古屋事務所及び福岡事務所において交付する。なお、秋田県総合生活文化会館(アトリオン)にも備え置く。

## (2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県警察本部警務課又は県内の各警察署に持参すること。なお、郵送若しくは電子申請・届出サービスにより提出する場合は、警察本部警務課に提出すること。

## (3) 申込受付期間

日曜日及び土曜日を除き、平成25年5月17日(金)から同年6月3日(月)までの午前8時30分から午後5時まで受け付ける。ただし、電子申請・届出サービスによる申込みの受付は、平成25年5月17日(金)の午前8時30分から同月27日(月)の午後5時までに限り受け付ける。

なお、郵送による申込みは、平成25年6月3日(月)までの消印のあるものに限り受け付ける。

## 8 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問合せは、秋田県人事委員会事務局(秋田市山王四丁目1番2号 電話018-860-3253)、秋田県警察本部警務課(秋田市山王四丁目1番5号 電話018-863-1111 内線2623・2624)又は県内の各警察署に行くこと。

(2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているので参照すること。